

○京丹後市家庭子ども相談室設置規則

平成17年5月18日

規則第19号

改正 平成22年4月1日規則第24号

平成24年3月30日規則第9号

(設置)

第1条 家庭における適正な児童の養育その他家庭児童の福祉向上を図るとともに相談指導業務を充実強化するため、教育委員会事務局に家庭子ども相談室(以下「相談室」という。)を設置する。

(職員及び職務)

第2条 相談室に次の職員を置く。

- (1) 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(以下「社会福祉主事」という。)
- (2) 家庭相談員

2 社会福祉主事は、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う。

3 家庭相談員は、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談業務を行う。

(その他)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第24号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。